

# 令和6年度 地区連絡協議会

令和6年（2024年）5月13日（月）

佐賀中部保健福祉事務所

環境衛生担当

# 本日の内容

- ① 事業譲渡（営業承継）について

# ① 事業譲渡について

# 事業譲渡について

理・美容師法施行規則、クリーニング業法施行規則が改正されました

令和5年6月14日 生食発0614第2号

- 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の公布について

令和5年8月3日 生食発0803第1号

- 旅館業法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について

施行日：令和5年12月13日

	改正前	改正後
地位の承継に該当するもの	相続、合併、分割	譲渡、相続、合併、分割

# 理容師法施行規則 第二十条の二 (地位の承継の届出)

## 第二十条の二 (新設)

法第十一条の三第二項の規定により譲渡による理容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該理容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

- 一 届出者の住所、氏名及び生年月日（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 営業を譲渡した者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 三 譲渡の年月日
- 四 理容所の名称及び所在地

2 前項の届出書には、営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付しなければならない。

3 第十九条第四項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

# 各法施行規則の改正について

	改正前	改正後
事業譲渡の際の届出方法	新規届出	営業承継届
手数料	16000円	無料
必要書類	必要に応じ平面図、各免許証、医師の診断書etc	営業の譲渡が行われたことを証する書類+改正前の書類etc
立入検査	必要	当面の間、承継後6カ月間に立入が必要
譲渡者の廃止届	必要	不要
備考		譲渡前に施設の大幅な改造を行っている場合、新規届出となる場合がある

# 事業譲渡に関する様式について

別記様式第 22 号〔第 17 条〕

譲渡による理容所営業承継届

年 月 日

佐賀県知事 様

届出者 住 所  
 (ふりがな)  
 氏 名  
 生年月日 (電話)  
 (法人にあっては、その名称、事務所所在地、  
 代表者の氏名及び生年月日並びに電話番号)

次のとおり営業の地位を承継したので、理容師法第 11 条の 3 第 2 項の規定により届け  
 出ます。

営業を譲渡した者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
譲 渡 年 月 日	年 月 日	
理 容 所	名 称	
	所 在 地	

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。)

【共通様式 7】

## 事業譲渡証明書

年 月 日

保健福祉事務所長 殿

譲渡者 住所  
 氏名 印  
 (名称及び代表者の氏名)  
 譲受者 住所  
 氏名 印  
 (名称及び代表者の氏名)

上記の者の間で \_\_\_\_\_ 業の全部が譲渡されたことを証明します。

- 1 譲渡日(開設予定年月日)  
 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- 2 営業施設の名称・所在地  
 名称：  
 所在地：
- 3 許可(確認)番号
- 4 備考

## 譲渡の申請があった場合 6ヶ月以内に立入調査を行います

- 申請どおり事業が継続されているか
- 施設や設備の基準を満たしているか
- 衛生管理が適切に行われているか
- ! 必要に応じて図面の提出を求める場合もあります
- ! 施設の改善が必要になる可能性があります

疑問・相談はまずは  
お電話で！  
出張等で不在にすることが  
あります。



月曜日・木曜日が窓口対応日となっています。

佐賀中部保健福祉事務所  
衛生対策課 環境衛生担当  
(TEL：0952-30-1350)